

NKKKQA



審査報告書

組織名称: アサヒグループ食品株式会社

住所: 東京都墨田区吾妻橋 1-23-1

組織の代表者: 川原 浩 代表取締役社長

報告者: 日本海事検定キューエイ株式会社

発行日: 2024年7月26日

承認者: 審査部長 鶴居航太郎

審査場所/審査日: アサヒグループ食品株式会社 本社

/2024年6月18～28日

カンボジア プノンペン

/2024年6月18及び19日

台湾 台北及び台中

/2024年6月24及び25日

目的

本審査は、「母乳代用品のマーケティングに関する国際基準」を基にアサヒグループが確立した「乳幼児用調製粉乳販売について（Our Approach towards Infant Formula Distribution、以下 BMS Marketing Policy）」の遵守状況を検証することを目的とする。

審査範囲

組織名: アサヒグループ食品株式会社
販売国: カンボジア王国、モンゴル国、香港、台湾、ベトナム、シンガポール、及び日本
対象品目: 乳児用粉ミルク、幼児用粉ミルク、妊産婦・授乳婦用ミルク、及び離乳食

審査方法

組織本社への訪問審査を基本とし、責任者及び担当者へのインタビュー、関連文書及び電子媒体を含む記録の確認により審査を行った。

また、カンボジア及び台湾の販売店及び代理店への訪問審査も実施し、訪問国及び訪問先は審査機関（NKKKQA）が指定した。

適用基準

- 「母乳代用品のマーケティングに関する国際基準」に準じた各国の規制
- 乳幼児用調製粉乳販売について（BMS Marketing Policy）

評価結果の概要

番号	評価基準	評価結果 *)
1	BMS Marketing Policy を予め決められた手順で定め、社内に告知している。	N
2	関連要員が、自社の BMS Marketing Policy を知っている。	C
3	BMS Marketing Policy にて謳われている自部署あるいは自身の業務に関係する内容を理解する活動をしている。	C
4	国内において乳児用調製粉乳の製造や販売に関する最新の法律を確認する仕組みがある。	C

番号	評価基準	評価結果*)
5	病院・産院へのマーケティングに関する基準を定めていて、規定されている場合「過度」についての定義がある。	C
6	「専門的な知識を持った社員」について基準を定め、お客様の要望に応えるための「専門的な知識を持った社員」の配置をしている。	C
7	事業を展開する「高リスク国」の一覧が必要な部門で参照できる。	C
8	事業を展開するすべての国において BMS に関する最新の規制を確認する仕組みがある。	C
9	「高リスク国」において、生後 12 か月未満向けの母乳代替製品（乳児用粉ミルク、フォローアップミルク）の広告や販売促進活動を行わないことを定めている。	C
10	「高リスク国」において、生後 12 か月未満向けの母乳代替製品については広告・宣伝を行わないことを確認するための活動をしている。	C
11	日本以外の「低リスク国」において、母乳代替品のマーケティングとプロモーションに関連する規制を遵守していることを確認している。	C
12	WHO コードの原則と目的に従って、自らのマーケティング活動を監視するための仕組みを定めている。	C
13	乳児用調製粉乳事業に関する AGH 食品担当役員が監督をしている。	C
14	BMS ポリシーを実施、監視するための責任者を国ごとに明確にしている。	C

番号	評価基準	評価結果*)
15	事業活動を行うすべての国について、責任部署が行うモニタリングを行っている。	N
16	事業活動を行うすべての国について、責任部署が行うモニタリングの結果や報告書が作成されている。	N
17	BMSに係る社員に対する、トレーニングは適切な頻度、対象に対して実施されている。	C
18	BMS 事業に関連する業務を対象とし内部監査を実施している。	C
19	BMS 事業に関連する内部監査の結果についての是正措置を行っている。	C
20	輸出も含めた BMS 関連製品に関して、最新の法律に基づく表示、品質等の確認をしている。	C
21	会社の BMS Marketing Policy に対する違反の可能性を、従業員が通常の管理職への報告ライン以外で報告できる内部通報の手順が整備されている。	C
22	BMS Marketing Policy 不遵守告発に関して内部通報者保護規定を設けている。	C
23	是正は内部通報、外部からの通報のいずれにも対応する仕組みとしている。	C
24	「お客様相談室」に、お客様や社外の機関などから寄せられたご意見やご要望、ご指摘などの情報を社内のデータベースシステムに登録し、商品やサービスの開発・改善および経営方針や活動方針の策定に活かしている。	C

*) C: 適合、 N: 不適合、 N.A.: 適用外

審査結果と是正処置

審査中に特定された検出結果は、次のように分類されています。

不適合:

- ・ポリシーに明記された要件を満たしていなかった場合
- ・現地の法的または法定要件を満たしていなかった場合
- ・不適合を是正するための処置を意図的に失敗した場合

改善事項:

- ・プロセス／行動／文書類はポリシー及び法廷要件を満たしているが、更なる改善の余地がある場合

不適合

評価基準 番号 1	BMS Marketing Policy を予め決められた手順で定め、社内に告知している。
内容 :	BMS Marketing Policy を決める文書化された手順がない。 また、BMS Marketing Policy を遵守するための手順が文書化されていない。

評価基準 番号 15、16	事業活動を行うすべての国について、責任部署が行うモニタリングを行っている。 事業活動を行うすべての国について、責任部署が行うモニタリングの結果や報告書が作成されている。
内容 :	BMS Marketing Policy 遵守に関するモニタリングが実施されておらず、報告書も作成されていない。

改善事項

1. 海外担当責任者

組織図により、海外担当責任者は常駐している営業担当者となっているが、BMS Marketing Policy を実施、監視するための責任者とは明記されておらず、責任者を国ごとに明確にすることに改善の余地があります。

2. BMS Marketing Policy や国際基準に関する教育

自社の BMS Marketing Policy (乳幼児用調製粉乳販売について) 及び母乳代用品のマーケティングに関する国際基準に関する社員への教育は、2021 年 5 月に各部署において実施されたことを説明資料及び各部担当者へのインタビューで確認できました。しかしながら、教育を実施した記録が作成されていなかったことから、記録の作成に改善の余地があります。

3. ラベルの表記

カンボジアで販売されている「ボンラクト i」の缶上部に貼付されたラベルはクメール語で記載されており且つ保健省より認可を受けたラベルであることを確認することができました。しかしながら、缶側面の表記が日本語となっており、消費者への情報提供方法に改善の余地があります。

4. 栄養成分表示

台湾で販売されている「鮭とじゃがいもの和風煮」ラベル記載の栄養表示が国内からの指示と異なっ

ており、指示内容のレビュー方法に改善の余地があります。

所見・結論

本審査において、2件の軽度不適合を提起したが、組織から報告された対応は妥当と判断し、是正処置を容認した。また、4件の改善事項を提起した。次回審査において対応状況を確認する。

審査対象者による「母乳代用品のマーケティングに関する国際基準」を基にアサヒグループが確立した「乳幼児用調製粉乳販売について（BMS Marketing Policy）」に関する遵守状況は、適切に実行され、維持されている。

制限事項

審査で知り得た内容及び本報告書の内容については、当社及び貴社双方に守秘義務があります。

審査はサンプリングで実施していることから、不適合が検出されていなくても、不適合が存在しないことを保証するものではありません。

この報告書は、調査対象の市場が適用可能な方針や現地要件に適合しているかどうかについての意見を提供することを意図していません。さらに、この調査結果は方針や現地法規制への適合を保証するものではありません。

本評価の範囲にはWHO規定の実施に関する当該方針の適切さについての意見や評価を提供することは含まれていません。

陳述

NKKKQAはマネジメントシステム認証機関として厳正中立な第三者の立場からマネジメントシステム認証活動を実施しています。また、認証活動では利害抵触を管理し、中立、公正で客観性のある認証活動を行っています。

